

特定建設工事共同企業体の入札参加資格申請について

特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）の入札参加資格申請について、次のとおり告示する。

令和8年3月17日

南幌町長 大崎 貞二

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 準工業用地等整備工事（第1工区）
- (2) 工 事 場 所 空知郡南幌町南16線西10番地
- (3) 入札予定日 令和8年4月下旬
- (4) 予 定 工 期 契約締結の日から令和8年9月18日まで
- (5) 工事の概要

・道路舗装 延長L=1.1km

(6) 工事内容

- ・舗装工事 幅員W=12.0m（車道幅員W=7.0m）延長L=493m
幅員W= 8.0m（車道幅員W=6.0m）延長L=300m
幅員W= 3.0m（特殊街路） 延長L=320m

・土木工事 縁石工 一式

取付道路工 5箇所

※関連工事との連携及び調整・協力をし、円滑な施工に努めること。

※住宅団地及び小学校近隣の工事となるため、工事担当者と密に打合せを行い、安全性確保に十分配慮のこと。

- (7) そ の 他 当該工事は特定企業体と単体企業との混合による指名競争入札の予定です。

2 結成方式

- (1) 南幌町競争入札参加資格を有する者の任意の組合せによる結成とする。
- (2) 構成員の数は、舗装工事及び土木一式工事の組合せによる2社又は3社とし、いずれの場合においてもその内1社以上は南幌町内に本店を有していること。
- (3) 構成の格付数値は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経審」という。）により算定された舗装工事又は土木

一式工事における総合評定値を有し、南幌町における格付等級がB等級以上の者であること。ただし、南幌町内に本店を有する者については、C等級以上とする。

- (4) 構成員の代表者は南幌町における格付等級がA等級の者で経審の舗装工事又は土木一式工事の総合評定値が1, 100点以上であること。
- (5) 1つの企業は、当該工事に係る2以上の特定企業体を結成することができない。
- (6) 本工事における特定企業体の入札参加資格申請を提出した者（構成員を含む。）は、準工業用地等整備工事（第2工区）における特定企業体の入札参加資格申請を提出することができない。

3 結成要件

特定企業体の結成要件は、特定企業体の入札参加資格申請日現在で次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) 発注工事に対応する工事種別について、南幌町競争入札参加資格を有していること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が3年以上あること。
- (3) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績があり、かつ、当該発注工事規模と同程度の工事を施工した経験を有していること。ただし、相当の施工実績を有し、確実な共同施工が確保できると認められる場合は、この限りではない。
- (4) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
- (5) 各構成員の出資の割合は、均等割の10分の6以上でなければならない。この場合において、代表者の出資の割合は、他の構成員の出資の割合を下回ってはならない。

4 受付期間 令和8年4月3日（金）まで
土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後4時まで

5 受付場所 南幌町役場総務課財務係
申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

6 提出書類

- (1) 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格申請書（南幌町建設工事等共同企業体取扱要綱様式第1号）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（南幌町建設工事等共同企業体取扱要綱様式第2号）
- (3) 工事経歴書（市町村統一様式3）

類似工事（舗装）の過去5箇年分を記載すること。

- (4) 技術者名簿（市町村統一様式4）
- (5) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (6) 許可・登録に関する証明書の写し
- (7) 委任状